

尼崎市長 あて

上記市営住宅の入居並びに使用については、次の各項を守り貴市に御迷惑をかけないことを確約いたします。もし入居者において規定に違反し義務を履行しないときは、連帯保証人は連帯してこれを引受け、義務を履行することを誓約し、その証として本書を提出します。

記

- 1 家賃は毎月末日までにその月分を納付すること。
- 2 市営住宅を転貸し、又はその入居の権利を譲渡しないこと。
- 3 市営住宅の保管義務を誠実に履行すること。
- 4 市営住宅では犬・猫・鳥などのペット飼育を絶対に行わないこと。
- 5 市営住宅の模様替え・増築・用途併用・同居等に関しては事前に市長に申請してその承認を受けること。
- 6 住宅を退去し、又は明け渡す際同居人又は占有者等があるときは、入居者及び連帯保証人においてこれを退去させて住宅を返還すること。
- 7 連帯保証人は、市営住宅の使用に係る収入申告や同居、一部退去等の申請について入居者が怠った場合、指導等を行うこと。
- 8 連帯保証人は、入居者と連帯して市営住宅の使用に債務のすべてを極度額の範囲内で負担すること。
- 9 入居のしおり、修繕のしおり等の市から配布される書類の記載内容について遵守するとともに、これに基づく指示又は命令に従うこと。
- 10 前各項のほか尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守するとともに、これに基づく指示又は命令に従うこと。

印鑑登録証明書の印と必ず同じ印を押してください。

備考

フリガナを必ずいれてください。

上の収入を有するもので市長が適当と認めるものを

- 2 連帯保証人を変更しようとするときは市長に届出て承認を得なければならない。
- 3 本書に本人の印鑑登録証明書を添付すること。
- 4 本書に連帯保証人の印鑑証明書及び収入を証する書類(課税額証明書・確定申告書の控え・年金ハガキ等)を添付すること。

令和 年 月 日

入居者 氏名 <u>アマガサキ タロウ 尼崎 太郎</u> 続柄 (本人) <input checked="" type="checkbox"/> 実印	連帯保証人 氏名 <u>アマガサキ サブロー 尼崎 三郎</u> 入居者との続柄 (三男) <input checked="" type="checkbox"/> 実印
現住所 〒0000-0000 <u>尼崎市0000町00-0</u>	現住所 〒0000-0000 <u>尼崎市0000町00-0</u>
連絡先 ( ) - -	連絡先 ( ) - -
勤務先(会社名、勤務先住所、連絡先) <u>無職(年金)</u>	勤務先(会社名、勤務先住所、連絡先) <u>〇〇株式会社 〇〇市〇〇〇町〇〇-〇</u> <u>〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</u>
月収額 <u>120,000</u> 円	月収額 <u>400,000</u> 円 極度額 <u>280万円</u>

※ 極度額とは、連帯保証人の保証限度額となります。

市営住宅使用証書

住宅棟号

尼崎市長 あて

尼崎市長 様

個人情報調査同意書

上記市営住宅の入居並びに使用については、次の各項を守り貴市に御迷惑をかけることを確約いたします。もし入居者において規定に違反し義務を履行しないときは、連帯保証人は連帯してこれを引受け、義務を履行することを誓約し、その証として本書を提出します。

私は、尼崎市に対する当該市営住宅家賃等の滞納を3月以上生じさせた場合には、尼崎市の担当部署がその債権の回収に必要な範囲で、尼崎市、尼崎市以外の官公署、金融機関、雇主及びその他の関係人が保有している私の個人情報閲覧または提供を受け、利用することに同意します。

記

- 1 家賃は毎月末日までにその月分を納付すること。
2 市営住宅を転貸し、又はその入居の権利を譲渡しないこと。
3 市営住宅の保管義務を誠実に履行すること。
4 市営住宅では犬・猫・鳥などのペット飼育を絶対に行わないこと。
5 市営住宅の模様替え・増築・用途併用・同居等に関しては事前に市長に申請してその承認を受けること。
6 住宅を退去し、又は明け渡す際同居人又は占有者等があるときは、入居者及び連帯保証人においてこれを退去させて住宅を返還すること。
7 連帯保証人は、市営住宅の使用に係る収入申告や同居、一部退去等の申請について入居者が怠った場合、指導等を行うこと。
8 連帯保証人は、入居者と連帯して市営住宅の使用に係る債務のすべてを極度額の範囲内で負担すること。
9 入居のしおり、修繕のしおり等の市から配布される書類の記載内容について遵守するとともに、これに基づく指示又は命令に従うこと。
10 前各項のほか尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守するとともに、これに基づく指示又は命令に従うこと。

- 1 所得税、市民税及び県民税に関する情報
(納税義務者の連絡先、収入額、所得種別及び所得額、収入に係る支払者の名称及び住所等、生命保険の控除の対象になった保険料の支払先の名称及び住所等)
2 固定資産税及び都市計画税に関する情報
(固定資産税課税台帳に登録された土地及び家屋の所在地、価格、所有状況等)
3 預金口座のある金融機関名、支店名、口座番号及び預金残高
4 生命保険の加入状況及び保険契約内容

以上

- 備考 1 連帯保証人は入居者と同程度以上の収入を有するもので市長が適当と認めるもの1名とする。
2 連帯保証人を変更しようとするときは市長に届出て承認を得なければならない。
3 本書に本人の印鑑登録証明書を添付すること。
4 本書に連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証する書類(課税額証明書・確定申告書の控え・年金ハガキ等)を添付すること。

令和 年 月 日

名義人
住所
氏名
生年月日 大・昭・平 年 月 日
連絡先

令和 年 月 日

Table with 2 columns: 入居者 (本人) and 連帯保証人. Fields include 氏名, 続柄, 現住所, 連絡先, 勤務先, 月収額, and 極度額 (280万円).

※取得した個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うとともに、目的外利用は致しません。

※ 極度額とは、連帯保証人の保証限度額となります。

# 誓約書

提出用

尼崎市 市長様

市営住宅の入居については、市営住宅使用証書の記載事項を遵守するとともに、次の事項についても誠実に履行することを誓約します。

1. 市営住宅に入居するものは、入居申込書に記載のとおりで、入居指定日から15日以内に転居し、市営住宅の住所地での住民票（入居者全員記載のもの）を速やかに（原則として転居後15日以内）提出します。  
また、入居承継、同居するものは、市営住宅を住居とし、市営住宅の住所地での住民票（入居者全員記載のもの）を速やかに提出します。
2. 市営住宅では、犬・猫・鳥などのペット飼育は行いません。
3. 住宅内のきまりごとを守り、円満な共同生活を行います。
4. 騒音の発生や暴力行為など、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為、生活衛生上の迷惑又は日常生活に支障を及ぼす行為（以下「迷惑行為」という。）を行いません。また、同居者が迷惑行為を行うことを防止します。
5. 同居者を含め、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する者でないことを申し立てます。
6. 尼崎市の職員及び関係者が「市営住宅立入検査証明書」を提示した場合は、正当な理由なく入室を拒否しません。
7. 住宅返還時には、入居者が負担する修繕に要する費用（畳・襖の張り替え、建物の破損、改造した箇所の原状回復、玄関錠・倉庫錠・シリンダー取替等）・家賃・駐車場使用料及び共益費を清算します。また、住宅内の家財道具・ごみ等を完全撤去し、原状回復した後に明け渡します。

以上の誓約内容を履行しなかった場合は、速やかに退去するとともに、市営住宅の入居取り消し・明け渡し請求に異議を申し立てません。また、原状回復できない場合は、家財道具等の処分について、市の取り扱いに従うことをあわせて誓約します。

令和 年 月 日

住宅 棟 号室

名義人

実印

※ 印鑑証明 1通添付

# 誓約書

入居者控

尼崎市 市長 様

市営住宅の入居については、市営住宅使用証書の記載事項を遵守するとともに、次の事項についても誠実に履行することを誓約します。

1. 市営住宅に入居するものは、入居申込書に記載のとおりで、入居指定日から15日以内に転居し、市営住宅の住所地での住民票（入居者全員記載のもの）を速やかに（原則として転居後15日以内）提出します。  
また、入居承継、同居するものは、市営住宅を住居とし、市営住宅の住所地での住民票（入居者全員記載のもの）を速やかに提出します。
2. 市営住宅では、犬・猫・鳥などのペット飼育は行いません。
3. 住宅内のきまりごとを守り、円満な共同生活を行います。
4. 騒音の発生や暴力行為など、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為、生活衛生上の迷惑又は日常生活に支障を及ぼす行為（以下「迷惑行為」という。）を行いません。また、同居者が迷惑行為を行うことを防止します。
5. 同居者を含め、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する者でないことを申し立てます。
6. 尼崎市の職員及び関係者が「市営住宅立入検査証明書」を提示した場合は、正当な理由なく入室を拒否しません。
7. 住宅返還時には、入居者が負担する修繕に要する費用（畳・襖の張り替え、建物の破損、改造した箇所の原状回復、玄関錠・倉庫錠・シリンダー取替等）・家賃・駐車場使用料及び共益費を清算します。また、住宅内の家財道具・ごみ等を完全撤去し、原状回復した後に明け渡します。

以上の誓約内容を履行しなかった場合は、速やかに退去するとともに、市営住宅の入居取り消し・明け渡し請求に異議を申し立てません。また、原状回復できない場合は、家財道具等の処分について、市の取り扱いに従うことをあわせて誓約します。

令和 年 月 日

住宅 棟 号室

名義人

実印

※ 印鑑証明 1通添付